

議第 3 2 号 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号。以下「施行規則」といいます。）の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 条例改正に係る施行規則の改正の内容

学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の一部改正により，大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い，施行規則で定める一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件について，専門職大学の前期課程修了者を追加する改正がされました。

3 市の考え方

市町村は，施行規則で定める基準（以下「国の基準」といいます。）を参酌して，条例で当該市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件を定めることとされています。

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため，国の基準を呉市の基準とすることとします。

【参考】

・参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果としてであれば，地域の実情に応じて，異なる内容を定めることが許容されるもの

4 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日